

# 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

## ○継続分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置 送付 回答	
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について					
陳情第73-1号 (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について					
陳情第112号 (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守 る会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めることに ついて					
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					

## 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

### ○新規分 6 件

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						執行機関に	
	受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	対する 送付	措置 回答
陳情第124号 (21.10.23)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカード Harecaの宇野バス等未 導入事業者の導入促進 に関することについて						
陳情第129-1号 (21.11.19)	岡山市北区津島西坂 1-4-18 日本労働組合総連合会 岡山県連合会 会長 二宮 卓志	社会的セーフティーネ ットの拡充に関するこ とについて						
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完 全施行等を求めること について						
陳情第132号 (21.11.30)	岡山市北区北方 1-12-32 子供の環境を守る会 代表 柴田 一 外13人、署名者259人	青少年健全育成を阻害 する児童ポルノの有害 図書・有害情報の一掃 を求めることについて						
陳情第134号 (21.12.1)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鵜川 克己	精神障害者の地域生活 移行推進に関すること について						
陳情第135号 (21.12.2)	浅口市寄島町16089-16 一般社団法人 岡山県老人保健施設協会 会長 福嶋 啓祐	介護サービス情報の公 表制度に関すること について						

生活環境保健福祉委員会 陳情一覧表

○継続分 陳情 6件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第2号 (19. 4. 2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下富夫	公的年金の未加入期間を国民年金で つなぐ場合の期間の延長に関するこ とについて		
陳情第37号 (19. 11. 20)	岡山市南区大福 281-5 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター事業の充実 について		
陳情第73-1号 (20. 9. 8)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県青年司法 書士協議会 会長 平口裕章	貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を 底上げすることを求める意見書の採 択を求めることについて		
陳情第112号 (21. 6. 9)	岡山市中区旭東 町2-3-21 岡山県生活と健 康を守る会連合 会 会長 大西幸一	生活保護の母子加算復活を要求する 国への意見書を求めることについて		
陳情第119号 (21. 9. 8)	岡山市北区南方 2-13-1 NPO法人岡山 県腎臓病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		
陳情第120号 (21. 9. 8)	岡山市北区南方 2-13-1 岡山県難病団体 連絡協議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費助成及び新型 インフルエンザ公費助成と対策につ いて		

○新規分 陳情 4件

受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	要 旨	採 否	委員会 の 意 見
陳情第129-1号 (21. 11. 19)	岡山市北区津島 西坂1-4-18 日本労働組合総 連合会 岡山県連合会 会長 二宮卓志	社会的セーフティネットの拡充に 関することについて		
陳情第131-1号 (21. 11. 26)	岡山市北区富田 町2-9-8 岡山県司法書士 会 会長 秀岡康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求 めることについて		
陳情第134号 (21. 12. 1)	岡山市南区内尾 739-1 特定非営利活動 法人 岡山県精神障害 者家族会連合会 理事長 鶴川克己	精神障害者の地域生活移行推進に関 することについて		
陳情第135号 (21. 12. 2)	浅口市寄島町 16089-16 一般社団法人 岡山県老人保健 施設協会 会長 福嶋啓祐	介護サービス情報の公表制度に関す ることについて		

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第2号 (19.4.2)	岡山市北区津島東 2-5-5 木下 富夫	公的年金の未加入期間 を国民年金でつなぐ場 合の期間の延長に関す ることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

公的年金の未加入期間は、国民年金によってつなげるのは2カ年以内となっているが、5年程度に幅を広げてほしい。

(陳情理由)

数年前は企業不振が相次ぎ、リストラ等で職を失い、次の職探しに必死になっているうちに、知らぬ

間に2年以上経過しているという人たちが多くいる。

現在未加入期間が2年より長くても、5年程度は国民年金でつなげるように、社会保険の法令を改訂していただきたい。

国民年金に加入しない人も多中、加入して未加入期間をなくしたい人には、ぜひ希望をかなえるように法令の改訂を急ぎお願いしたい。国への上申を早急に願いたい。県議会で審議が遅れないようにしていただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

国民年金保険料の未納への対応については、年金制度を運営する国において検討がなされているところであり、その動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
陳情第37号 (19.11.20)	岡山市南区大福281-5 岡山県難病団体連絡協議会 会長 矢北 強	難病相談・支援センター 事業の充実について				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

難病相談・支援センター事業を充実したものにして  
いただきたい。

3 関係機関との連絡調整

特に医療とは切り離せない現状なので、医療シ  
ステムの不満など、具体的に改善の方向で医療機関と  
の調整をより進めてほしい。

(陳情理由)

1 患者会への支援

今までの支援と、今後どのように患者会と連携を  
持ちながら支援をする計画か。

4 出前医療相談の実施

遠隔地にいる患者の生の声を聞いて、センターと  
しての必要に応じた対応を切に望む。

2 専門的なネットワークが機能するセンター

各保健所の事業との連携で、どのような役割を担  
っているか不透明。

また、特に地域ネットのある保健師との連携をと  
って継続的なケアを続けてほしい。

執行部意見

(保健福祉部)

難病相談・支援センター事業については、従来から岡山県難病団体連絡協議会の  
代表が参加する運営協議会において、事業内容を協議し、患者ニーズを踏まえなが  
ら相談、支援など事業の充実に努めているところである。

さらに、平成21年度から、患者団体をはじめ経済団体や関係行政機関を構成員  
とした「難病患者就労支援ネットワーク会議」を開催し、就労支援事業を推進する  
とともに、県北地域での相談体制の整備として、奇数月の第3水曜日に美作保健所  
において出張相談を実施しているところである。

(医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第73-1号  (20.9.8)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県青年司法書士協 議会 会長 平口 裕章	貧困の連鎖を断ち切 り、市民生活を底上げ することを求める意見 書の採択を求めること について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

1 雇用政策の拡充

労働に関する規制緩和が繰り返され、労働者の非正規雇用化が急激に進めてきた結果、不安定就労と低賃金労働が増大した。非正規労働者には教育訓練の機会がほとんどなく、貧困に固定化される構造が生まれている。職場に残された正社員も、人員削減による多忙化、非正規雇用に切りかえられる不安のもとで長時間労働を強いられている。本来人間らしい生活を実現するための労働が、かえって人々の人間らしい生活を脅かし、人々に先の見えない不安が広がっている。不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組みなければならない。

2 社会保障制度の拡充

社会保障制度が、受給抑制、自己負担増と給付削減が続く中で機能不全に陥っている。一たん収入の低下や失業が生じると生活が崩壊し、社会保障制度によっても救済されず、どこまでも滑り落ちていく構造が生まれている。社会保障制度による市民生活の底支えを構築しなければ、一たん貧困に陥ったら最後、必死に努力しても貧困から抜け出せず、その

貧困が世代を越えて無限に連鎖していくことになる。だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会を実現し、地域社会に活力を取り戻すために、国は憲法第25条に規定されたみずからの責務を果たし、地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護制度などの社会保障制度を拡充すべきである。

以上の理由により、貧困の連鎖を断ち切り、だれもが地域の一員として安心して生活し続けることのできる社会にするため、貴議会が、国会及び厚生労働省に対し、下記項目の実現により市民の生活の底上げに取り組むことを求める意見書の提出を採択していただくよう陳情する。

(陳情事項)

1 不安定就労者や低賃金労働者の雇用政策の拡充に取り組むこと。

(産業労働警察委員会付託：平成21年3月16日不採択)

2 年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

執行部意見

(保健福祉部)

年金や生活保護などの社会保障制度については、国民の暮らしを支える最も重要な社会基盤であるという観点から、社会保障審議会など国において制度の在り方が検討されているところであり、今後ともその動向を見守ってまいりたい。

(保健福祉課、障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
陳情第112号  (21.6.9)	岡山市中区旭東町 2-3-21 岡山県生活と健康を守る 会連合会 会長 大西 幸一	生活保護の母子加算 復活を要求する国への 意見書を求めることに ついて				送付	回答

[陳情の内容]

生活保護の母子加算は1949年に子育てをひとりでする母親には追加栄養などが必要であることを理由に創設され、1級地23,260円～3級地20,020円を18歳以下の子供がいるひとり親世帯に2004年度まで支給されていた。その後、3年間かけて減額、2009年4月から平均所得の母子世帯の消費水準と比較しても高いと廃止した。母子家庭が置かれている実態を全く把握していない。

母子世帯の実態は「食費を削り、しかし育ち盛りの子供には何とか食べさせたい」「節約のため衣服は我慢しなければならない」「子供が熱を出しても仕事が休めず知人にお願ひもいつもできない」「子供にいつも我慢しなさいということがとてもつらい」さらに父親の役割も果たさなければならないなど経済的にも精神的にも大きな負担がかかっている。

母子世帯の収入は一般世帯の収入の4割に満たないので、生活安定のためには一層の手だてこそ必要で

ある。1980年には、中央社会保障審議会生活保護専門分科会中間的取りまとめで「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対して、通常以上の労働に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用など余分に必要となる」と確認している。

私たち生活と健康を守る会は、全国18道府県177名(6月5日現在)の方が、母子加算廃止は憲法25条に違反していると審査請求を行った。

6月4日には、民主党、共産党、社民党、国民新党、野党4党が母子加算復活法案を国会に提出した。

私たちは、こうした状況のもとで生活保護制度をよりよい制度にしていくために、次の要求が実現されるよう地方自治法第99条の規定により、国の機関への意見書を提出していただきたい。

(陳情事項)

生活保護母子加算の復活を国に要求していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

母子加算の廃止については、国において生活保護制度の在り方に関する専門委員会等の意見を踏まえて検討の結果、母子加算を除いた生活扶助基準額と一般母子世帯における消費支出額が概ね均衡となっていたことから、段階的な廃止となったものであるが、国において、平成21年9月9日の三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、母子加算を平成21年12月から復活された。

(障害福祉課)



付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第119号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラン ティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 NPO法人岡山県腎臓 病協議会 理事長代行 山口 晋	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。残念ながら、沖縄県在住者の透析患者で、続いて18日には神戸市においても同様に透析患者であった。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に腎臓病(透析患者)を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まって、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町、勝央町においてすでに公費助成が実施されている。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、国の「予防接種に関する検討会」において、その有効性・安全性、費用対効果等に基づき検討されており、肺炎球菌ワクチンについては、同検討会で、更に検討が必要とされており、その議論を見守ってまいりたい。新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施されており、接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ、県として必要な対応をしている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしていきたい。

タミフル等の備蓄については、10月末で27万2,850人分、22年3月末までには38万3,700人分を備蓄予定であり、十分な量と考えている。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないよう、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課・医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
	送付	回答					
陳情第120号 (21.9.8)	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボラ ンティア・NPO会館 きらめきプラザ2F ゆうあいセンター内 岡山県難病団体連絡協 議会 会長 矢北 強	肺炎球菌ワクチン公費 助成及び新型インフル エンザ公費助成と対策 について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

8月15日に、日本初の新型インフルエンザによる死者が発生した。続いて現在では10名の死者が発生している。厚生労働省では、新型インフルエンザ対策の中で、基礎疾患を持つハイリスク者で重症化する恐れがある疾病に透析患者、難病患者を挙げて予防啓発、注意を促しているところである。

新型インフルエンザワクチンの供給が10月から始まって、住民が予防接種できるまでには時間がかかる。この現状の中では、肺炎を予防する肺炎球菌ワクチンの接種も大事なことと医学的な立場からの意見を聞く。

実際に、新聞報道等によると、肺炎球菌ワクチンを公費助成した北海道のせたな町では、75歳～79歳の肺炎入院患者が3分の1に減り、ワクチン助成費用160万円で、老人医療費が約2,600万円の削減につながったということである。岡山県内の市町村を見てみると、奈義町など5町においてすでに公費助成が実施されている。

ぜひ、岡山県内の全市町村において、肺炎球菌ワクチン、新型インフルエンザワクチン、季節性インフルエンザワクチンが公費助成の対象としていただけるよう、早急に検討をお願いする。

また、新型インフルエンザの不安が少しでも解消し、安心して住民（障害者、難病患者）が暮らせるように対策をお願いする。

(陳情事項)

- 1 肺炎球菌ワクチンを、地方自治体の公費助成対象に導入していただきたい。
- 2 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザの予防接種の公費助成対象を、心臓・腎臓・呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人とし、年齢制限をなくし、全年齢を対象としていただきたい。
- 3 新型インフルエンザワクチンに関する正確な情報を速やかに伝達していただきたい。
- 4 タミフルなどの治療薬の十分な備蓄を行って、感染が報告された際は、直ちに治療薬が供給できるような対策を確立していただきたい。

執行部意見

(保健福祉部)

ワクチンの公的な接種については、国の「予防接種に関する検討会」において、その有効性・安全性、費用対効果等に基づき検討されており、肺炎球菌ワクチンについては、同検討会で、更に検討が必要とされており、その議論を見守ってまいります。新型インフルエンザワクチン接種は、国が実施主体となり実施されており、接種費用の負担軽減についても、国において低所得者に対して制度が設けられ、県として必要な対応をしている。

新型インフルエンザワクチンに関する情報については、情報が入り次第、適宜、速やかにお伝えしていきたい。

タミフル等の備蓄については、10月末で27万2,850人分、22年3月末までには38万3,700人分を備蓄予定であり、十分な量と考えている。

治療薬の供給については、医療機関に不足が生じないように、県医薬品卸業協会と連携を図り、速やかに供給できる協力体制を構築している。

(健康対策課・医薬安全課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第129-1号  (21.11.19)	岡山市北区津島西坂 1-4-18 日本労働組合総連合会 岡山県連合会 会長 二宮 卓志	社会的セーフティーネ ットの拡充に関するこ とについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する新たなセーフティーネットの構築に向けた予算措置が、政府の経済危機対策により行われた。この雇用と住居を失った者に対する総合支援策は平成21年10月から実施されているが、訓練・生活支援給付、住宅手当、就職安定資金融資、生活福祉資金がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、セーフティーネットとしての機能が十分に発揮されないことが懸念される。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増している。既に本県においては昨年度の申請件数が3,128件に達し、今後も増加し続けるものと考えられる。約6人に1人が貧困であると

政府が公表し、とりわけ子供の貧困の解決が求められている中、生活保護制度は最後のセーフティーネットであり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであるとする。

このような中、岡山県議会においては、国会及び政府に対し、次の事項を実現する意見書を提出するよう、要請する。

(陳情事項)

- 1 雇用と住居を失った者に対する総合支援策をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。(産業労働警察委員会付託)
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

執行部意見

(保健福祉部)

国において、制度の構築及び運営を適切に措置されていると認識している。

(障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情事項)

岡山県議会が、国会及び政府に対し下記施策を求める意見書(改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書)を提出することを採択していただくよう陳情する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。  
(産業労働警察委員会付託)
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。(産業労働警察委員会付託)
- 5 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。  
(産業労働警察委員会付託)

(陳情理由)

- 1 我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上る。

このような中、多重債務問題が深刻化している。消費者金融から3社以上の借入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及ぶ。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶たない。多重債務問題は命の問題にもつながる。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などである。

- 2 2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が成立した。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。

- 3 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになる。

- 4 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

- 5 しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制等の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6 そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁等に対して提出していただくよう陳情する。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- (3) 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (4) 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (5) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

執行部意見

(生活環境部・保健福祉部)

2 政府が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、県では、関係機関・団体の参加を得て、「岡山県多重債務者対策協議会」を設置し、無料法律相談会等を開催するとともに、全市町村において多重債務者からの相談に対応できる窓口を整備している。今後、国からの支援が得られれば、相談窓口の拡充など、より一層の体制整備を図ることができると考えている。

(生活環境部県民生活課)

3 既存のセーフティーネット貸付である低所得者等向けの生活福祉資金貸付制度については、抜本的な見直しが行われ、本年10月から新たに総合支援資金(一時生活再建費)が創設されるとともに、併せて貸付利子が引き下げられ活用しやすくなっており、今後とも国における制度創設等動向を見守ってまいりたい。

(生活環境部県民生活課・保健福祉部障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第134号 (21.12.1)	岡山市南区内尾739-1 特定非営利活動法人 岡山県精神障害者家族 会連合会 理事長 鶴川 克己	精神障害者の地域生活 移行推進に関すること について					

[陳情の内容]

1 (陳情事項)

基幹型地域生活支援センターゆうの運営について、国・県も強力に進めている精神障害者の地域生活移行に必要なサービスの提供が継続して行えるよう、必要な予算の確保をお願いしたい。

(陳情理由)

基幹型地域生活支援センターゆうは、岡山県障害福祉計画における地域活動支援センターを補完することに加えて、来所相談、家庭訪問、日常生活支援、地域交流、就労支援等に取り組んでおり、その利用ニーズは拡大傾向にある。さらに、ホステル利用者、24時間電話相談利用者の増加に伴い、夜間勤務の充実が必要となり、就業規則を改正し、勤務体制の変更を行った。これらによって、限られた運営費の中でサービス低下が生じる可能性があることを危惧している。

2 (陳情事項)

精神障害者の地域生活移行を推進する上で、最重要課題である住宅の確保に向けて実効性のある取り組みを確実に実施していただきたい。

(陳情理由)

私たち家族会は、病院や施設から地域への大きな流れの中で、精神障害者が地域で普通に生活できる環境を整えるために、岡山県障害者長期計画及び岡山県障害福祉計画に沿って、精神障害の正しい理解に向けた啓発と市町村を実施主体とした在宅支援事業が進められていることに、大きな期待を寄せている。

その一方で、精神障害者の地域移行に係る住居の確保が十分でないことに不安を感じている。県では、民間賃貸住宅の家賃保証のための保証料の助成制度が施策化され、実施されているが、実際にはあまり機能していない。住まいの確保は、退院可能な精神障害者1,300名の地域生活移行に向けて最重要の課題と認識している。

執行部意見

(保健福祉部)

基幹型地域生活支援センターゆうについては、精神障害のある人の地域生活移行を支援する拠点施設として、安定的にサービスが提供できるよう必要な予算確保に努めてまいりたい。

地域での生活への移行に必要な住宅の確保については、20年度に精神障害者地域移行推進協議会がとりまとめた報告書に基づき、本年度は新たに住宅確保支援に従事しているNPO法人職員の人件費助成を行うとともに、不動産関係者の研修を実施して、精神障害のある人への理解を深めてもらっている。

今後とも、保健所、市町村、関係機関と協力して支援ネットワークを強化し、精神障害のある人の住宅の確保を支援してまいりたい。

(健康対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第135号 (21.12.2)	浅口市寄島町16089-16 一般社団法人 岡山県老人保健施設協会 会長 福嶋 啓祐	介護サービス情報の公表制度に関する ことについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

介護サービス情報の公表制度は、広く国民に浸透しておらず、利用率が非常に低いものになっている。実際に国民に対して調査を行い、同制度の有意性を問う必要があると思われる。

この制度の調査項目が膨大であり、資料等を用意す

るために多くの労力を費やしている。介護施設の経営が厳しい昨今、高額な手数料を支払い、かつ通常業務時間を圧迫してまで有意性に疑問の残る制度を推進することに疑問を感じる。この制度の廃止を検討していただきたい。

以上の点を御検討いただき、ぜひともこの陳情を御採択賜り国へ意見書を提出していただくようよろしくお願いする。

執行部意見

(保健福祉部)

介護サービス情報の公表制度は、利用者がサービス内容を比較検討して事業所を選択するため、平成18年度から介護保険法に事業者の義務として定められたものであり、公表されるサービス内容は関係省令等で規定されている。

なお、平成20年度における介護サービス情報ホームページへのアクセス件数は約44,000件となっているところである。

(長寿社会対策課)

## 生活環境保健福祉委員会陳情一覧表

○新規分 陳情 3件

受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	採 否	委員会の 意 見
陳情第124号  (21.10.23)	赤磐市桜が丘西 6-21-7  大月 博晶	バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者の導入促進に関することについて		
陳情第131-1号  (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて		
陳情第132号  (21.11.30)	岡山市北区北方 1-12-32 子供の環境を守る会 代表 柴田 一 外13人, 署名者259人	青少年健全育成を阻害する児童ポルノの有害図書・有害情報の一掃を求めることについて		



付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第124号 (21.10.23)	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月 博晶	バス共通ICカード Harecaの宇野バス等未 導入事業者の導入促進 に関するについて					

〔陳情の内容〕

〔陳情趣旨〕

バス共通ICカードHarecaの宇野バス等未導入事業者に導入していただきたい。(公共交通利用促進のため)

〔陳情理由〕

1 昨年(平成20年)9月30日をもって、磁気式の岡山県共通バスカードが廃止され、ICカードHareca(両備グループ系、下電バス、中鉄バスの国道53号線の岡電バスとの共同運行路線)とその他各社単独の磁

気式バスカードに分裂した。

2 そのために、例えば、三野-法界院駅前-表町-岡山駅間と二本松東(岡電高屋)-県庁-表町-岡山駅間の両備グループ系と宇野バスがほぼ同一路線を走っているところでは、2枚のバスカードを持たないといけなくなったので、利用者にとって大変不便を強いている。

3 またHareca導入車両では、Pitapa(阪急、阪神、南海、近鉄、京阪など関西の私鉄)が使えるし、そのPitapaとの相互利用で、JR西日本のICOCAも使えるので、利用者の立場に立てば便利になっている。

執行部意見

(生活環境部)

共通ICカードの導入は、運賃支払いがスムーズ(非接触型)になるなど、利用者へのサービス向上及び公共交通の利用促進に繋がることから、岡山県では、平成17年度から平成19年度までの3年間、(社)岡山県バス協会等が実施する共通ICカード導入事業に対し、国や関係市町村と協調して補助を行い、両備ホールディングス、岡山電気軌道、下津井電鉄及び中鉄バス(岡山電気軌道との共同運行路線)に導入されている。

すべてのバスや鉄道で共通のICカードが利用できることは、公共交通の利便性向上に繋がるが、一方で、乗合バス事業者に多額の負担が生じることから、各事業者の自主的な判断に委ねるべきと考える。

(交通対策課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第131-1号 (21.11.26)	岡山市北区富田町 2-9-8 岡山県司法書士会 会長 秀岡 康則 外2団体	改正貸金業法の早期完 全施行等を求めること について					

[陳情の内容]

(陳情事項)

岡山県議会が、国会及び政府に対し下記施策を求める意見書（改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書）を提出することを採択していただくよう陳情する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。  
(産業労働警察委員会付託)
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。(産業労働警察委員会付託)
- 5 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。  
(産業労働警察委員会付託)

(陳情理由)

- 1 我が国では、消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上る。

このような中、多重債務問題が深刻化している。消費者金融から3社以上の借り入れがある利用者は300万人、200万人以上が3カ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2003年のピーク時には約24万件、最近でも14万件に及ぶ。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶たない。多重債務問題は命の問題にもつながる。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などである。

- 2 2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が成立した。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされているが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されている。

- 3 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることになる。

- 4 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

- 5 しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制等の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

6 そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁等に対して提出していただくよう陳情する。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- (3) 消費者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (4) 中小企業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- (5) ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

#### 執行部意見

(生活環境部・保健福祉部)

2 政府が策定した「多重債務問題改善プログラム」を受け、県では、関係機関・団体の参加を得て、「岡山県多重債務者対策協議会」を設置し、無料法律相談会等を開催するとともに、全市町村において多重債務者からの相談に対応できる窓口を整備している。今後、国からの支援が得られれば、相談窓口の拡充など、より一層の体制整備を図ることができると考えている。  
(生活環境部県民生活課)

3 既存のセーフティーネット貸付である低所得者等向けの生活福祉資金貸付制度については、抜本的な見直しが行われ、本年10月から新たに総合支援資金（一時生活再建費）が創設されるとともに、併せて貸付利子が引き下げられ活用しやすくなっており、今後とも国における制度創設等動向を見守ってまいりたい。

(生活環境部県民生活課・保健福祉部障害福祉課)

付託委員会名	生活環境保健福祉委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第132号 (21.11.30)	岡山市北区北方 1-12-32 子供の環境を守る会 代表 柴田 一 外13人、署名者259人	青少年健全育成を阻害する児童ポルノの有害図書・有害情報の一掃を求めることについて					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

今日、コンビニや書店などで堂々と販売されている児童ポルノコミック誌や児童ポルノビデオなど児童ポルノの有害図書・有害情報のはんらんは青少年の健全育成を阻害する膨大な要因となっている。さらに今日のパソコンや携帯電話の急速な普及によって、青少年を取り巻く有害情報の拡大は一層深刻な問題となっている。

我が国では昨年児童ポルノ事件は、676件起きた。また児童ポルノサイトの数は世界で5番目に多く、米国の児童ポルノサイト事件にかかわる日本人は数百人になるなど、国際社会から再三、我が国の児童買春・児童ポルノ法の改正を要請されている。

今こそ、官民挙げて私たちは、未来を担う青少年を守る強い意志と責任を果たすべきときではないか。

以上の趣旨をもって、次の事項を強く要望する。

(陳情事項)

1 現行の児童買春・児童ポルノ禁止法の改正を求める。

(1) 現行の児童買春・児童ポルノ法では、児童のポルノ販売や譲渡は処罰の対象とされているが自己の性的好奇心を目的としての単純所持は処罰の対

象とされていない。またインターネット上においても、児童ポルノをパソコンや携帯電話に取り込む単純所持が許される限り違法画像が児童ポルノサイトに掲載されると、不特定多数の利用者がコピーを繰り返し、画像が無数に広がるという負の連鎖を断つことができない。既に欧米においては、一般的な単純所持はもとより、ネット上のポルノサイトを見るだけで犯罪と明確に規定しているのに対して、我が国は事実上野放し状態にあり、国際的批判を受けている。国会及び政府は児童ポルノサイトに接続できなくなる制度を導入し、すべての単純所持を処罰の対象とすること。

(2) 現行の児童買春・児童ポルノ法では、児童ポルノとは実在する児童だけを対象としており、漫画やアニメ、ゲームソフト等は入らない。しかし、青少年が日々接するコンビニや書店において、多くの児童を題材にしたポルノコミック誌がはんらんしており、青少年の健全育成を著しく阻害している。したがって、漫画やアニメ、ゲームソフト等で卑わい表現や性的虐待されたものも規制の対象とすること。

2 地方公共団体、企業、学校、家庭がそれぞれの役割の重要性を認識し、より一層青少年の健全育成に対し責任を果たすよう強く求める。

執行部意見

(生活環境部)

国会において、児童ポルノ所持の禁止等を内容とする「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」の審議が行われているところであり、今後とも国会の動向を注視してまいりたい。

県では、青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な育成を害するおそれのあるコミック誌やDVD・ゲームソフト等を有害図書として青少年への販売等を規制しているところであり、今後とも、学校、家庭、地域等との連携を強化しながら青少年の健全育成に努めてまいりたい。

(青少年課)